

低所得者世帯の方へ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 (給付金・定額減税一体支援分)を支給します



物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯への負担軽減を図るため、国の決定を踏まえ、給付金を支給します。

- ①すでに給付金(1世帯当たり7万円)の支給が決定している住民税均等割非課税世帯を除く、住民税所得割非課税世帯(以下、均等割のみ課税世帯)……1世帯当たり10万円
- ②令和5年度における住民税均等割非課税世帯および均等割のみ課税世帯……世帯員である18歳以下の子ども1人当たり5万円(こども加算)

1 均等割のみ課税世帯の方へ



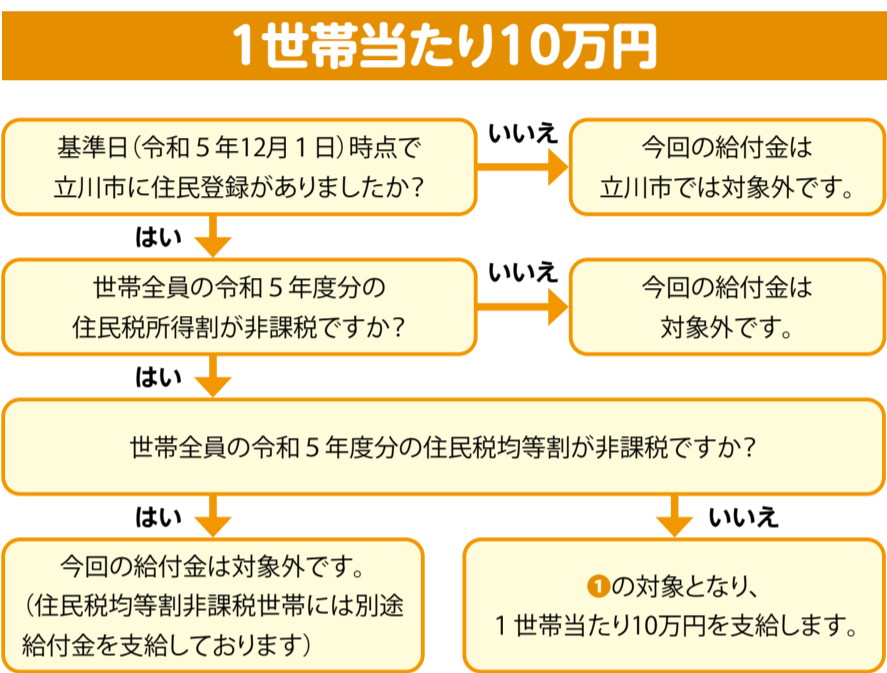
■給付対象者

次のすべての条件を満たす世帯主の方(令和4年中に住民税が課税されている親族等から扶養を受けていた者のみからなる世帯は除く)

- 令和5年12月1日時点で立川市に住民登録がある
- 世帯に令和5年度の住民税所得割が課税されている者が1人もいない
- 世帯に令和5年度の住民税均等割のみが課税されている者が1人以上いる

■給付方法

対象となる世帯のうち、今年度を実施した価格高騰重点支援給付金(3万円)を立川市から受給した世帯には、2月27日に申請等の手続きの必要がない「支給のお知らせ(はがき)」をお送りします。内容をご確認の上、受給口座の変更や受給を辞退される場合は3月13日(水)までにコールセンターへご連絡ください。上記以外で対象となる可能性がある世帯には2月27日以降に順次「支給要件確認書」を発送します。記載されている口座情報等を確認の上、必要事項を記載して5月31日(金)[消印有効]までに、返送してください。なお、②の対象にもなる可能性がある場合、2通の通知をお送りします。



2 住民税所得割非課税世帯のうち18歳以下の子どもを扶養する方へ



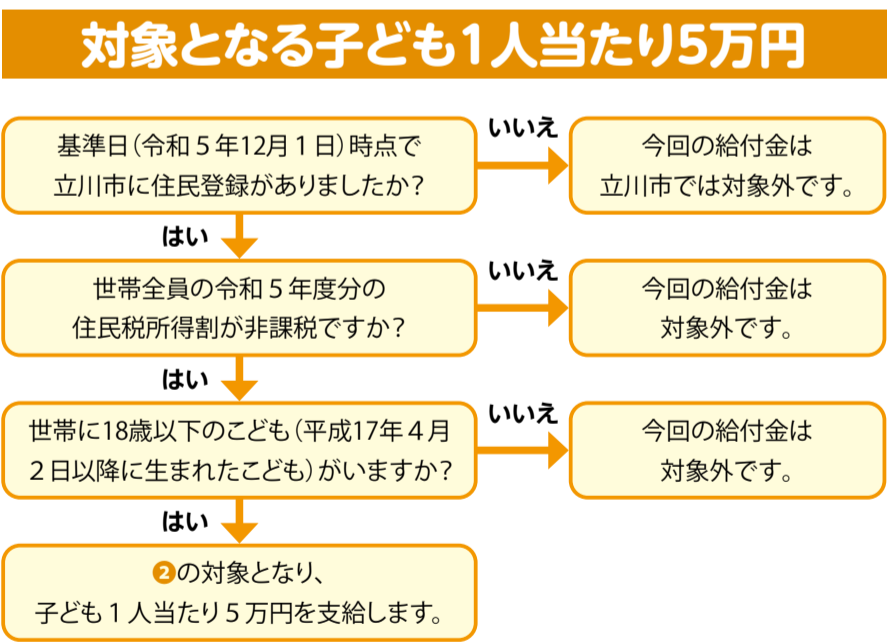
■給付対象者

次のすべての条件を満たす世帯主の方(令和4年中に住民税が課税されている親族等から扶養を受けていた者のみからなる世帯は除く)

- 令和5年12月1日時点で立川市に住民登録がある
- 世帯に令和5年度の住民税所得割が課税されている者が1人もいない
- 世帯に18歳以下の子ども[平成17年4月2日以降に生まれた方(令和5年12月1日以降に生まれた子どもも対象)]がいる

■給付方法

対象となる世帯のうち、今年度を実施した価格高騰重点支援給付金(3万円または7万円)を2月中旬までに立川市から受給した世帯には、2月27日頃に申請等の手続きの必要がない「支給のお知らせ(はがき)」をお送りします。内容をご確認の上、受給口座の変更や受給を辞退される場合は3月13日(水)までにコールセンターへご連絡ください。上記以外で対象となる可能性がある世帯には2月27日以降に順次「支給要件確認書」を発送します。記載されている口座情報等を確認の上、必要事項を記載して5月31日(金)[消印有効]までに、返送してください。なお、①の対象にもなる可能性がある場合、2通の通知をお送りします。



給付時期

手続きの必要がない方の振込日は3月下旬を予定しています。それ以外の方は、不備のない書類を受理した日からおおむね21日後に振り込みます(初回の振り込みは受理日に関係なく3月下旬以降となります)。

申請が必要な給付対象者の方

令和5年1月1日以降2度以上転居されている方等、市において課税状況が分からない方を含む世帯は申請が必要となります。配偶者等からの暴力を理由に12月1日時点で避難している方は、手続きにより給付金を受け取れる場合があります。お早めにご相談ください。

問い合わせ 価格高騰重点支援給付金コールセンター ☎ (523) 2111・内線2642(土曜・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時)



3月10日(日)午後2時から東京都平和の日記念式典にあわせ、平和を願って1分間の黙とうをお願いします(総務課)